

教育標準時間(1号)認定 利用者負担額(案)

平成28年度まで

1. 公立幼稚園 単位:円			
階層区分	利用者負担		
	第1子	第2子	第3子以降
①生活保護世帯	0	0	0
②市民税所得割額非課税世帯	0	0	0
③市民税所得割額課税世帯	8,000	4,000	0

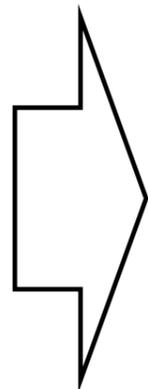
【備考】
 1. 市民税所得割課税額の算定については、税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用しない。
 2. 4月～8月は、「前年度分」の市民税により判定し、9月以降は「当年度分」の市民税により判定する。

【減額】
 1. 小学校3年以下の範囲において、同一世帯から2人以上の児童が小学校、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。

2. 私立幼稚園・認定こども園（私学助成の幼稚園を除く。） 単位:円			
階層区分	利用者負担		
	第1子	第2子	第3子以降
①生活保護世帯	0	0	0
②市民税所得割額非課税世帯	0	0	0
③市民税所得割課税額が77,100円以下	10,400	5,200	0
④市民税所得割課税額が211,200円以下	15,600	7,800	0
⑤市民税所得割課税額が211,201円以上	20,000	10,000	0

【備考】
 1. 市民税所得割課税額の算定については、税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用しない。
 2. 4月～8月は、「前年度分」の市民税により判定し、9月以降は「当年度分」の市民税により判定する。

【減額】
 1. 小学校3年以下の範囲において、同一世帯から2人以上の児童が小学校、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。
 2. 第3階層で母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた場合）は、第1子の金額から1000円差し引いた額（第2子はその額から半額・第3子は、0円）とする。



平成29年度以降

公私立 幼稚園・認定こども園共通（私学助成の幼稚園を除く。） 単位:円			
階層区分	利用者負担		
	第1子	第2子	第3子以降
①生活保護世帯	0	0	0
②市民税所得割額非課税世帯	0	0	0
③市民税所得割課税額が77,100円以下	10,400	5,200	0
④市民税所得割課税額が211,200円以下	15,600	7,800	0
⑤市民税所得割課税額が211,201円以上	20,000	10,000	0

【備考】
 1. 市民税所得割課税額の算定については、税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用しない。
 2. 4月～8月は、「前年度分」の市民税により判定し、9月以降は「当年度分」の市民税により判定する。

【減額】
 1. 小学校3年以下の範囲において、同一世帯から2人以上の児童が小学校、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。
 2. 第3階層で母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた場合）は、第1子の金額から1000円差し引いた額（第2子はその額から半額・第3子は0円）とする。